

No.179

(令和5年10月31日発行)
(2023年)

ひょうご発

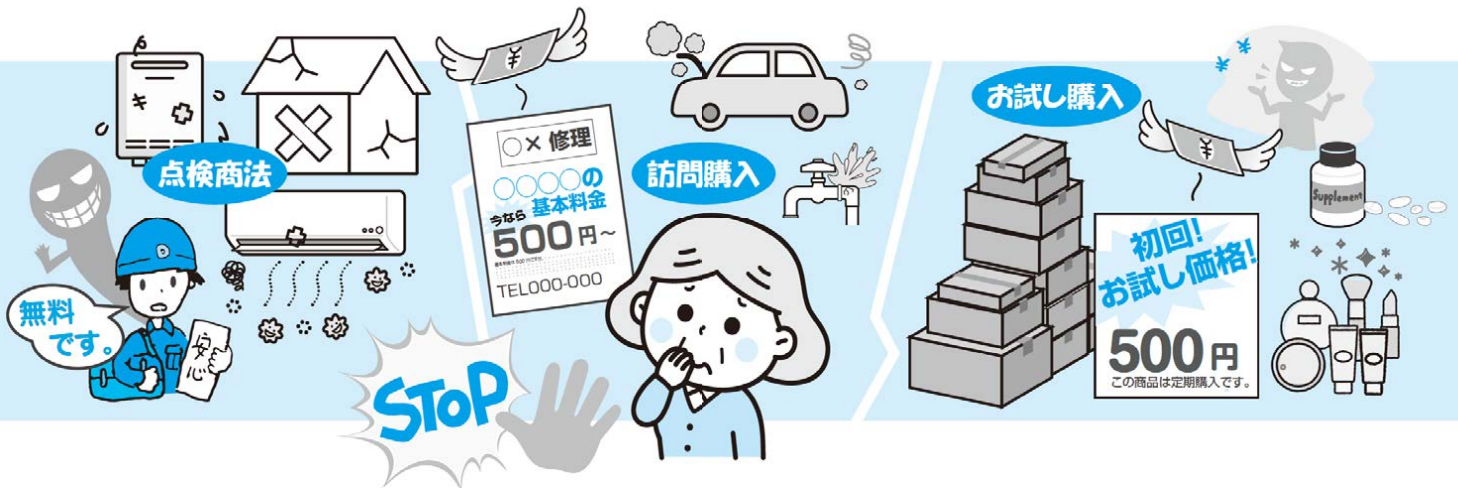
生活情報レポート

Aらしい、

YOUR OWN LIFE

このタイトルには生活、くらしという意味の「life」のほか、生活のA級ライセンス、くらしのエースを目指そうという意味が含まれています。

～「点検無料」、「基本料金〇〇円～」、「お試し〇〇円」って本当にお得？～ シニアの消費者トラブル「こんな手口に気をつけて！」



昨年度（2022年度）中に県内の消費生活センターなどに寄せられた相談のうち、契約当事者が60歳以上の相談は全体の40.5%、70歳以上は25.6%と、シニア層が多数を占めました。また、契約当事者の平均年齢は、54.8歳（令和2年度）→55.2歳（令和3年度）→55.5歳（令和4年度）と年々高齢化が進んでおり、シニア層の消費者トラブルにはこれまで以上の注意が必要です。

そこで、シニア層のトラブルを未然に防止するため、また、トラブルにあっても早い段階で消費生活センターに相談してもらうことにより被害拡大を防ぐため、シニアが巻きこまれた代表的な消費者トラブルの手口と注意点を紹介します。

点検商法

無料で点検を勧めてくる業者に注意し、勝手に家に入れないようにしましょう。

「今日お見積りする」など営業トークに追加契約を促す手口には注意しましょう。

契約する場合は、事業者から見積書の写し、周りの人にも相談して、サービス内容や料金を十分に検討しましょう。（見積書には有利な条件を多くや弊害に留意）弊害から住宅メーカーや施工業者等に緊急時の対応について確認しておくと安心です。

訪問購入

初回! お試し価格! 500円

2回目以降は500円ですが、その後の定期購入料金は5,000円です。また、5年以内は解約できません。

そんなおもしろい手口、解約できません。商品に定期購入と表示しています。

テレビショッピングやインターネット通販などで、「初回」「お試し」「お直し」などの言葉が使われ、定期購入の可能性がある商品があります。支払い確認や解約の条件や商品は必ず確認してください。また、解約や商品交換などの場合は必ず電話で確認してください。

トラブルに備えて、注文内容や事業者への連絡先などの記録を保存しておきましょう。

こんな手口に気をつけて!

シニアが巻き込まれた消費者トラブルの手口と対処法をマンガで紹介

「こんな手口に気をつけて！」
(両面カラーA4チラシ)

当センターホームページで公開中!



出前講座のご案内

皆様お集まりの場に出向いて、このチラシを使って消費者トラブル防止のポイントを解説します!

→ ☎078-302-4001まで

次のページから詳しく解説!

「点検無料」ってお得？

点検商法



「エアコン」の無料点検
「電気温水器」の無料点検
「屋根」の無料点検

などで同様のトラブルあり！



Point

- 「無料点検」をきっかけに、「すぐ直さないと」と不安をあおったり、「今だけ値引きする」など言葉巧みに追加契約をせかす場合も。安易に自宅には入れないで!
- 契約する場合、複数社から見積もりを取り、周りの人にも相談を! (見積もりは有料の場合もあるので事前に確認を!)

「基本料金〇〇円～」ってお得？

くらしの レスキュー サービス



「鍵」の修理サービス
「自動車」のロードサービス
「害虫・害獣」の駆除サービス

などで同様のトラブルあり！



Point

- 広告の格安な料金以外にも追加料金が。納得できない料金を提示されたら、きっぱりと断りましょう!
- 焦らずに止水できるように、普段から止水栓（バルブ）の位置を確認しておきましょう!
- 契約する場合、複数社から見積もりを取り、周りの人にも相談を! (見積もりは有料の場合もあるので事前に確認を!)

「お試し100円」ってお得？

お試し購入・
定期購入



初回！
お試し価格！

腰・ひざに効くサプリ
500円
この商品は定期購入です。

お試しで
「モニター」なら
「お試し」なら
「お試し」なら
「お試し」なら

サプリなど「健康食品」
美容液、クリームなど「化粧品」

で同様のトラブルあり！
通信販売の申込電話の際に定期購入への変更を
勧められる例も！

ご請求書

初回お試し価格は
500円ですが、そ
れ以降は通常価格
5,000円の定期購
入契約となります。
なお、5ヶ月間は解
約できません。

定期購入なの？！

そんなあ…どうしよう

解約できません。
画面に定期購入と
表示しています。



- 「初回」「モニター」「お試し」などの表現があれば定期購入の可能性大！支払い総額は？ 契約期間は？ 解約や返品は可能か？ など、大事な条件は申込内容の最終確認画面などで注文前によく確認しましょう！
- トラブルに備えて、注文内容などのメールやスクリーンショットを証拠として保存しておきましょう！
- 通信販売はクーリング・オフの対象外です。返品の規定をよく確認しましょう！

「もう支払ったし・・・」、「何日も前の契約だし・・・」と あきらめず
消費者ホットライン「188」か下記の窓口にご相談を！

ご相談は、相談者自身の被害回復に役立つだけでなく、注意情報への活用、事業者の指導・処分、
法整備などを通じて、**他の方への被害拡大防止にも役立ちます。**

● 市町の相談窓口 ●

<神戸・阪神>

神戸市消費生活センター 078-371-1221
尼崎市消費生活センター 06-6489-6696
西宮市消費生活センター 0798-64-0999
芦屋市消費生活センター 0797-38-2034
伊丹市立消費生活センター 072-775-1298
宝塚市消費生活センター 0797-81-0999
川西市消費生活センター 072-740-1167
三田市消費生活センター 079-559-5059
猪名川町消費生活相談コーナー 072-766-1110

<東播磨>

あかし消費生活センター 078-912-0999
加古川市消費生活センター 079-427-9179
高砂市消費生活センター 079-443-9078
稲美町消費生活センター 079-492-9151
播磨町消費生活センター 079-435-1999

西脇市消費生活センター 0795-22-3111
三木市消費生活センター 0794-82-2000
小野市消費生活相談コーナー 0794-63-1000
加西市消費生活センター 0790-42-8739
加東市消費生活センター 0795-43-0502
多可町消費生活センター 0795-32-3322

<中播磨>

姫路市消費生活センター 079-221-2110
神河町住民生活課 0790-34-0963
市川町住民環境課 0790-26-1011
神崎郡消費生活中心核センター 0790-22-4977
(福岡町生活科学センター内)

<西播磨>

相生市消費生活センター 0791-23-7149
たつの市消費生活センター 0791-64-3250
赤穂市消費生活センター 0791-43-7067
宍粟市消費生活センター 0790-63-2225
太子町生活環境課 079-277-1015

上郡町消費生活センター 0791-52-1115
佐用町消費生活センター 0790-82-0670

<但馬>

豊岡市消費生活センター 0796-21-9001
養父市消費生活センター 079-662-3170
朝来市消費生活センター 079-672-6121
香美町消費生活センター 0796-36-1941
新温泉町消費生活センター 0796-92-2070
たじま消費者ホットライン 0796-23-1999

<丹波>

丹波篠山市消費生活センター 079-552-1186
丹波市消費生活センター 0795-82-0996

<淡路>

洲本市消費生活センター 0799-22-2580
南あわじ市消費生活センター 0799-43-5099
淡路市消費生活センター 0799-64-0999

● 県の相談窓口 ●

消費生活総合センター 078-303-0999
但馬消費生活センター 0796-23-0999

- 消費者ホットライン「188」は、お近くの消費生活相談窓口につながる全国共通の電話番号です。
- 土日祝日についても、市区町村や都道府県の消費生活センター等が開所していない場合には、国民生活センターで相談の補完をするなど、年末年始（12月29日～1月3日）を除いて、原則毎日ご利用いただけます。



事故の約4割が60代以上！ 『はしごの上で作業しない』『脚立にまたがらない』 ～「はしご・脚立」の誤使用は大ケガにつながります～

「はしご・脚立」は、生活の様々な場面で使用されており、誤使用による転落事故が毎年発生しています。独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE（ナイト））に通知のあった製品事故情報では、2017年度から2021年度までの5年間で「はしご・脚立」の事故が162件ありました。そのうち被害者の約4割は60代以上で、事故原因の半数近くが使用者の不適切な取り扱いや不注意によるものです。



※人形を使用して再現実験しています。

図 転倒事故の再現実験例（撮影協力：株式会社ピカコーポレイション）

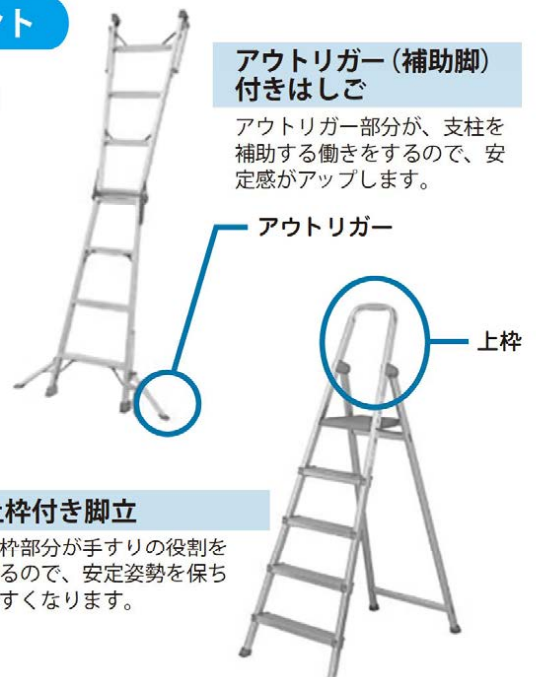


「はしご・脚立」の事故を防ぐためには、使用方法を守ることが重要です。また、正しい使い方を理解していても身体機能などの低下に伴い思わぬ事故に遭うおそれがあるため、より安全に使用できる製品を選ぶことで事故を未然に防ぎましょう。

「はしご・脚立」の事故を防ぐために注意すべきポイント

- はしごの上で『作業しない』（作業する場合は脚立を利用する）
- 脚立の天板には『乗らない・座らない・またがらない』
- 使用前に製品の注意表示を確認し、遵守する
- 開き止め具をしっかりとロックし、安定した地面に設置する
- より安全に使用できる安全機能が付いた製品を選定する
（右例）「アウトリガー（補助脚）付きはしご」、「上枠付き脚立」
- 製品認証マークを購入時の判断基準の一つとする
（例）JISマーク、SGマーク、Aマーク

本内容は、以下の公表資料より、引用・抜粋・転載したものです。
【(独)製品評価技術基盤機構 2022年9月16日プレスリリース抜粋・転載】
<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2022fy/prs22091601.html>



アウトリガー（補助脚）付きはしご

アウトリガー部分が、支柱を補助する働きをするので、安定感がアップします。

アウトリガー

上枠

上枠付き脚立

上枠部分が手すりの役割をするので、安定姿勢を保ちやすくなります。

「消費生活情報プラザ」をご活用ください！

県立消費生活総合センター内の「消費生活情報プラザ」は気軽に消費者問題を学べる交流の場です。

- 消費者問題に関係する書籍の閲覧
- 消費者問題に関わるグループの打合せや講座の開催

など、消費者力アップを目指した活動に気軽にご活用ください！（お問い合わせ：078-302-4001）

A らいふ

兵庫県立消費生活総合センター
相談啓発部 学習交流推進課

〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2
TEL：078-302-4001

（消費生活相談）078-303-0999

- ① 消費生活総合センターホームページ
<https://www.seiken.server-shared.com/>
- ② 兵庫県安全安心な消費生活推進本部 X (旧 Twitter)
<https://twitter.com/hyogoshohi>

●Aらいふへのご意見、ご感想はメール、ファックスでも
E-mail:shohi_sogo@pref.hyogo.lg.jp
FAX：078-954-5640



①HP



②X

05民P2-003A4